

株主各位

堺市堺区海山町2丁目117番地

浅香工業株式会社

代表取締役社長 岡田 実

## 第116期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第116期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時45分（営業時間終了の時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
- 場 所 堺市堺区海山町2丁目117番地 当社本社4階ホール  
（末尾記載の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）
- 目的事項  
報告事項 第116期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.asaka-ind.co.jp/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルスに関する当社の対応については、次頁をご覧ください。

本年より、ご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 当社第116期定時株主総会における 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応について

### 株主の皆様へのお願い

- ・ご出席を予定されている株主の皆様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理のないようお願いいたします。
- ・ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方、体調がすぐれない方は、株主総会へのご出席を見送ることもご検討ください。
- ・株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利となります。ご来場いただくほかに、書面による議決権行使もできますので、是非ご利用をご検討ください。行使期限は2020年6月25日（木曜日）午後5時45分（営業時間終了の時）到着分までです。

### ご来場される株主の皆様へのお願い

- ・感染拡大防止のため、アルコール消毒液のご使用やマスクのご着用をお願いいたします。
- ・会場入口にて検温を実施いたします。発熱が確認された株主様や体調不良と見受けられる株主様には、ご入場をお控えいただく場合がございます。
- ・お座席の間隔を確保するため、十分な座席数が確保できない場合がございます。
- ・株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行い、例年より短時間でを行う予定でございます。
- ・ご出席いただいた株主の皆様のご健康を第一に考え、やむを得ず議事進行に変更が生じる場合がございます。

### 当社の対応について

- ・当社役員はマスクを着用してご対応させていただきます。
- ・お飲み物のご提供は中止させていただきます。
- ・今後の流行状況により、新たな感染予防対策やその他お知らせがある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.asaka-ind.co.jp/>)に掲載させていただきます。

ご来場の株主の皆様には、ご負担をお掛けすることになりますが、事情をご賢察のうえ、ご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、所得や雇用情勢の改善が続き、緩やかな回復基調で推移しましたが、消費税増税による個人消費の落ち込みや、新型コロナウイルス感染症の影響により、先行き不透明な状況が続いております。

このような情勢下におきまして、当社は引き続き新規販路の開拓とその市場に合わせた製品開発、積極的な営業活動に努力してまいりましたが、売上高は7,984百万円（前期8,236百万円）となりました。

利益面につきましては、コストの低減と諸経費の節減等に努めましたが、営業利益は87百万円（前期138百万円）、経常利益は110百万円（前期156百万円）、当期純利益は39百万円（前期83百万円）となりました。

次にセグメント別の業況についてご報告申し上げます。

##### 生活関連用品

ショベル類につきましては、懸命の拡販策を展開しましたが、記録的な暖冬による影響で、除雪関連のショベル、スコップの売上不振により、国内向け売上高は745百万円（対前期比15.8%減）となりました。輸出は、中央アフリカ等への販路はじめ他の諸外国への拡販に努力するものの、売上高は109百万円（対前期比1.8%減）となり、ショベル類全体の売上高は855百万円（対前期比14.2%減）となりました。

また、アウトドア用品類、工事・農業用機器類につきましては、天候不順により主要販売先における売上鈍化が大きく影響し、売上高は4,071百万円（対前期比9.1%減）となり、生活関連用品全体の売上高は4,926百万円（対前期比10.0%減）となりました。

### 物流機器

業界内における設備投資は、業種により弱さがみられますが、企業収益の改善を背景に緩やかながらも回復基調が続いており、拡販策の展開と売上拡大に努力した結果、売上高は3,058百万円（対前期比10.8%増）となりました。

#### ② 設備投資の状況

特に記載すべき事項はありません。

#### ③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

### (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第113期 (2017年3月期)	第114期 (2018年3月期)	第115期 (2019年3月期)	第116期(当期) (2020年3月期)
売上高(百万円)	7,879	8,441	8,236	7,984
経常利益(百万円)	45	123	156	110
当期純利益(百万円)	22	90	83	39
1株当たり当期純利益	23円29銭	93円84銭	86円64銭	41円21銭
総資産(百万円)	5,580	6,234	6,246	5,991
純資産(百万円)	2,723	2,931	2,941	2,881
1株当たり純資産額	2,833円87銭	3,050円42銭	3,061円79銭	2,998円77銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益につきましては、自己株式数を控除した期中平均株式数を基礎にして算出しております。
2. 1株当たり純資産額につきましては、自己株式数を控除した期末株式数を基礎にして算出してしております。
3. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を行っており、第113期期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

特に記載すべき事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、景気への影響が懸念され、企業業績や国内外の経済活動に対する見通しは極めて不透明な状況です。

当社におきましても、記録的な暖冬の影響で、市場の除雪関連用品の流通在庫も残っており、早期受注分は期待が出来ないことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、個人消費や設備投資等についても懸念材料が多く、厳しい状況になることが予想されます。このような状況の中、重要課題である新規販路、新規市場の開拓に取り組むとともに、既存ルートへの営業戦力の強化と地域性や特殊用途の機能性を重視した製品開発、既存製品の改良改善、海外事業およびネット販売事業の強化により、売上拡大と収益力向上を図ります。また、堺工場において生産体制強化、生産効率向上に向け、生産設備の刷新、改修を進めており、全社を挙げて業績向上に邁進する所存であります。

業務の適正を確保するための体制につきましては、内部統制システムの基本方針に沿って、リスクおよびコンプライアンス管理体制の確立に向け積極的に取り組んでおり、また、BCP対策や反社会的勢力の排除に向けた取り組み等についても、強化・徹底してまいりたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### (5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社の製造、販売する主要な製品・商品は次のとおりであります。

取 扱 品 目	主 要 な 製 品 ・ 商 品
生 活 関 連 用 品	
シ ョ ベ ル 類	ショベル、スコップ、スペード
ア ウ ト ド ア 用 品 類	園芸用具
工 事 ・ 農 業 用 機 器 類	土木・建築工事用機器、農具、木工製品
物 流 機 器	電動移動棚、回転ラック、重・中・軽量ラック、搬送用具、店舗什器

(6) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

本 社	堺市堺区
支 店	関東支店 (さいたま市北区)、北海道支店 (北海道江別市)、 名古屋支店 (愛知県春日井市)、福岡支店 (福岡市博多区)
物流センター	茨城物流センター (茨城県稲敷市)
工 場	堺市堺区

(注) 東京支店 (さいたま市南区) は、2020年1月20日付で関東支店に移転しました。

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
147名	3名減	45歳2ヶ月	19年10ヶ月

(注) 臨時使用人 (パートタイマー、アルバイト) は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額 (百万円)
株式会社 関西みらい銀行	270
株式会社 三菱UFJ銀行	231
株式会社 みなと銀行	208
株式会社 池田泉州銀行	140

(注) 上記の借入額は社債を含んでおります。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

## 2. 株 式 の 状 況 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	4,000,000株
(2) 発行済株式の総数	1,037,080株
	(うち自己株式76,252株を含む)
(3) 単 元 株 式 数	100株
(4) 株 主 数	946名
(5) 大 株 主	

当社の大株主の状況は以下のとおりであります。

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
浅 香 工 業 取 引 先 持 株 会	103	10.74
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	45	4.74
ア サ カ 従 業 員 持 株 会	38	4.02
株 式 会 社 み な と 銀 行	38	3.97
三 菱 ロ ジ ス ネ ク ス ト 株 式 会 社	34	3.55
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	32	3.33
日 本 伸 銅 株 式 会 社	30	3.12
浅 香 佳 子	28	2.98
浅 香 肇	27	2.90
株 式 会 社 西 沢 材 木 店	25	2.64

(注) 1. 当社は、自己株式を76,252株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

### 3. 会社役員の状態

#### (1) 取締役の状態 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	古 賀 秀 一 郎	国富産業株式会社 取締役
代 表 取 締 役 社 長	岡 田 実	国富産業株式会社 取締役
常 務 取 締 役	河 本 幸 博	物流システム本部本部長
取 締 役	山 木 信 男	管理本部本部長兼内部監査室室長
取 締 役	野 村 剛	営業本部本部長
取 締 役	菅 浩 範	生産部部長 国富産業株式会社 代表取締役社長
取締役 (常勤監査等委員)	林 弘 章	弁護士法人中央総合法律事務所 代表社員 荒川化学工業株式会社 社外取締役 (監査等委員) 日本電通株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社中山製鋼所 社外取締役 株式会社J S H 社外監査役 田中宏明税理士事務所 所長
取締役 (監 査 等 委 員)	中 務 正 裕	
取締役 (監 査 等 委 員)	田 中 宏 明	

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 中務正裕氏および田中宏明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 取締役 (監査等委員) 田中宏明氏は公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査監督機能を強化するため、林 弘章氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社と取締役 (常勤監査等委員) 林 弘章氏、取締役 (監査等委員) 中務正裕氏および田中宏明氏との間では、会社法第427条第1項の規定および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

#### (2) 取締役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員 ( 名 )	支 給 額 ( 百 万 円 )
監 査 等 委 員 を 除 く 取 締 役	6	68
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役 ( うち 社 外 取 締 役 )	3 (2)	19 (9)
合 計	9	88



- (注) 1. 監査等委員を除く取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2016年6月29日開催の第112期定時株主総会において決議された監査等委員を除く取締役の報酬限度額は月額10百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬限度額は月額3百万円以内であります。

### (3) 社外役員等に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）中務正裕氏は弁護士法人中央総合法律事務所の代表社員であります。当社と同法律事務所とは顧問弁護士契約を結んでおりますが、当社と中務正裕氏との間には意思決定に対して影響を与えうる取引関係はなく、社外役員としての独立性の阻害要因となり得る事情は存在いたしません。

取締役（監査等委員）中務正裕氏は荒川化学工業株式会社と日本電通株式会社  
の社外取締役（監査等委員）、株式会社中山製鋼所の社外取締役および株式会社  
J S Hの社外監査役ですが、当社と各社との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）田中宏明氏は田中宏明税理士事務所の所長であります。  
当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

取締役（監査等委員）中務正裕氏は、当事業年度に開催された取締役会14回の  
全てに出席し、主に弁護士としての豊富な知識・経験等から、取締役会の意思決  
定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度  
に開催された監査等委員会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、  
適宜必要な提言等を積極的に行っております。

取締役（監査等委員）田中宏明氏は、当事業年度に開催された取締役会14回の  
全てに出席し、主に公認会計士として財務および会計に関する専門的見地から、  
取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。  
また、当事業年度に開催された監査等委員会13回の全てに出席し、当社の内部監  
査について適宜必要な提言等を積極的に行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

#### (2) 報酬等の額

- |                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額           | 17百万円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 17百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会において、取締役、社内関連部署および会計監査人より必要な情報や資料を入手した上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて確認し、審議を行った結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

#### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人 有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## 5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- I 法令等の遵守（以下「コンプライアンス」という）の体制に係る規程を制定するとともに、取締役および使用人が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動をとるための行動基準を設ける。
- II 代表取締役は、管理本部担当取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者に任命し、管理本部がコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。
- III 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力、団体とは一切の関係をもたず、会社組織をもって毅然とした姿勢で対応する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存および管理については、「文書管理保存規程」を作成し、文章、または、電磁的媒体にて行う。また、必要に応じ関連規程の見直し改善を図る。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- I 業務執行に係るリスクを把握し、適切なリスク対応を行うために、リスク管理規程を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。
- II 全社的なリスクを総括的に管理する部門は管理本部とし、各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- I 代表取締役は管理本部担当取締役を取締役の職務の効率性に関する総括責任者に任命する。
- II 業務の運営については、経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう総括責任者が監督する。  
各部門担当取締役は、経営計画に基づいた具体的な施策および効率的な業務遂行体制を整えるとともに、阻害する要因の分析とその改善に努める。

Ⅲ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として、月1回の定例取締役会を開催する。また、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催する。

⑤ **当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- I 当社ならびに子会社の管理は管理本部本部長（取締役）が統括し、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、定期的に関係会社連絡協議会を開催する。
- II 子会社の所轄業務については、担当取締役が経営計画に基づいた施策と効率的な業務の遂行およびコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立、整備等を図るとともに、子会社の管理の進捗状況を定期的に取り締り会および監査等委員会に報告する。
- III 取締役会および子会社代表取締役は、問題点の把握と改善に努めるものとする。

⑥ **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、補助すべき使用人を配置する。また、配置された使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令は受けないものとする。

⑦ **取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

- I 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が、監査等委員会に報告すべき事項、監査等委員が出席する会議、監査等委員が閲覧する書類等を明確に定め、取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人に対し周知徹底を図る。
- II 監査等委員会は必要に応じいつでも、取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、また、書類の提示を求めることができる。

- III 内部公益通報制度の適切な運用管理により、法令違反その他コンプライアンス上の問題について報告体制を確保している。
- IV 上記の報告をしたことを理由として、不利益な取り扱いをしてはならないことを、内部公益通報規程にて適切に運用するものとする。

⑧ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- I 代表取締役は、監査等委員会と相互の意思疎通を図るため積極的に会合をもつこととする。
- II 内部監査室は、内部監査の計画および結果を、監査等委員会に対しても報告を行い相互の連携を図る。
- III 監査等委員からその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求があった場合には、必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続に従い、これに応じるものとする。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、上記のとおり、会社の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を整備しております。当該基本方針については、必要に応じて見直しを行い、取締役会に報告するとともに、運用上の不備については、適宜是正・改善し、適切な内部統制システムの構築、維持に努めております。

また、部課長を対象にコンプライアンス研修を実施するとともに、定期的なリスク管理委員会の開催、「倫理行動規範」、「内部公益通報規程」の周知を図る等を行っております。

## 6. 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### (1) 「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式等の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる特定の者の大規模買付行為を受け入れるか否かは、最終的には当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えますが、当社株主の皆様が、その有する権利に関して重大な影響をもちうる大規模買付行為に際して適切な判断を行うためには、大規模買付者からの情報提供のみならず、当社取締役会を通じた適切かつ十分な情報の提供および大規模買付行為に対する当社取締役会の評価や意見等の提供が必要不可欠なものであると考えます。

また、当社の企業価値や株主共同の利益が害されると認められる場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する対抗措置を講じることが当社の取締役としての責務であると考えております。

以上のような考えに基づき、当社取締役会は、当社株式等に対する大規模買付行為に関する対応方針を決議し、大規模買付行為を行う場合の手続きを定めました。

### (2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は寛文元年（1661年）に創業いたしました。その後、1893年にショベル、スコップの国産化に成功して以来、「良品声なくして人を呼ぶ」という経営理念に沿った品質第一主義の製品・商品創りに徹し、象印のシンボルマークをもって業界をリードするメーカーとしての地位を築いてまいりました。昨今の品質を度外視した海外からの廉価品が溢れる市場のなかで、プロが作り、プロが使用する品質本位のモノ作りをする技術の伝承とともに、自然環境との共生、少子高齢化時代を見据えた新たな商品開発に徹することが、当社の社会的使命であり、これを実現していくことが、長期にわたり当社の企業価値を向上させ株主共同の利益確保に資するものであると考え、企画開発課を中心に新製品の開発、既存商品の改善等に取り組んでおります。

### (3) 当社の大規模買付行為の対応策が会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと

本対応策は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原

則、必要性・相当性確保の原則)を全て充足しています。また本対応策は当社の企業価値や株主共同の利益を確保し、向上させることを前提とし2007年4月13日開催の当社取締役会にて決定した上、同年定時株主総会において、2010年6月開催の定時株主総会終結後の最初に開催される取締役会の終了時点までを有効期限とし、当社の株式等大規模買付行為への対応方針としてまいりました。その後、この対応方針の一部に修正を加えながら、実質的に同一の内容にて更新することを2010年6月29日開催の当社第106期定時株主総会から2019年6月27日開催の当社第115期定時株主総会まで、3年毎に本対応策の継続に関し、株主の皆様のご承認をいただきました。これにより株主の皆様のご意向が反映されておりますので、本対応策は当社株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。

**(4) 大規模買付行為の対応策が会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと**

大規模買付行為の対応策を適正に運用し、当社取締役会に恣意的な判断がなされることを防止するための独立機関として引き続き特別委員会を設置いたします。

特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするために、当社社外取締役および社外有識者(弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等)の中から選任します。

当社の大規模買付行為の対応策が、当社役員の地位の維持目的でなく、当社の企業価値および株主共同の利益の確保ないしその向上という目的を達成するためには、客観的かつ合理的な判断を行うことが求められるため、重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、当社取締役会は当委員会の報告を最大限に尊重するものとしております。

**(5) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み**

大規模買付行為の対応策の詳細につきましては当社ウェブサイト(アドレス <https://www.asaka-ind.co.jp/>)「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の更新について」をご覧ください。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>	千円	<b>負 債 の 部</b>	千円
<b>流 動 資 産</b>	4,581,824	<b>流 動 負 債</b>	2,530,974
現金及び預金	844,708	支払手形	1,007,187
受取手形	114,626	買掛金	586,210
電子記録債権	926,263	短期借入金	530,000
売掛金	1,106,285	1年内返済予定の長期借入金	101,660
商品及び製品	1,288,081	未払金	44,968
仕掛品	51,673	未払費用	124,897
原材料及び貯蔵品	137,735	未払法人税等	15,142
前渡金	9,403	未払消費税等	30,702
前払費用	19,485	預り金	28,406
未収入金	51,418	賞与引当金	61,600
為替予約	31,110	その他	200
その他	1,931	<b>固 定 負 債</b>	579,402
貸倒引当金	△900	社債	300,000
<b>固 定 資 産</b>	1,409,855	長期借入金	100,096
<b>有 形 固 定 資 産</b>	343,106	繰延税金負債	61,846
建物	166,355	退職給付引当金	117,460
構築物	4,400	<b>負 債 合 計</b>	3,110,377
機械及び装置	72,089	<b>純 資 産 の 部</b>	
車両運搬具	6,217	<b>株 主 資 本</b>	2,601,538
工具、器具及び備品	22,583	資本金	829,600
土地	10,805	資本剰余金	509,408
建設仮勘定	60,654	資本準備金	509,408
<b>無 形 固 定 資 産</b>	13,772	利益剰余金	1,349,316
ソフトウェア等	13,772	利益準備金	131,380
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	1,052,976	その他利益剰余金	1,217,936
投資有価証券	761,277	買換資産圧縮積立金	43,782
関係会社株式	50,876	別途積立金	500,000
破産更生債権等	481	繰越利益剰余金	674,153
その他	240,807	<b>自 己 株 式</b>	△86,785
貸倒引当金	△465	評価・換算差額等	279,764
<b>資 産 合 計</b>	5,991,680	その他有価証券評価差額金	258,173
		繰延ヘッジ損益	21,590
		<b>純 資 産 合 計</b>	2,881,303
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	5,991,680

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 損 益 計 算 書

（2019年4月1日から  
2020年3月31日まで）

科 目	金 額
	千円
売 上 高	7,984,785
売 上 原 価	6,055,874
売 上 総 利 益	1,928,910
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,841,494
営 業 利 益	87,416
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	17,863
そ の 他	28,721
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	9,036
そ の 他	14,861
経 常 利 益	110,103
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	32,819
税 引 前 当 期 純 利 益	77,283
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	35,000
法 人 税 等 調 整 額	2,685
当 期 純 利 益	39,597

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

	株 主 資 本								自 己 株 式	株 主 資 本 計
	資 本 金	資 剩 余 金	利 益 剰 余 金					利 剰 余 益 金 計		
		資 準 備 金	利 準 備 益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			繰 越 益 金			
				買 換 資 産 積 立	資 産 縮 小 金	別 途 積 立 金				
2019年4月1日 残高	千円 829,600	千円 509,408	千円 131,380	千円 46,144	千円 500,000	千円 661,019	千円 1,338,544	千円 △86,714	千円 2,590,837	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△28,826	△28,826		△28,826	
買換資産圧縮積立金の取崩				△2,361		2,361	-		-	
当期純利益						39,597	39,597		39,597	
自己株式の取得								△70	△70	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△2,361	-	13,133	10,771	△70	10,701	
2020年3月31日 残高	829,600	509,408	131,380	43,782	500,000	674,153	1,349,316	△86,785	2,601,538	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2019年4月1日 残高	千円 339,780	千円 11,354	千円 351,135	千円 2,941,972
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△28,826
買換資産圧縮積立金の取崩				-
当期純利益				39,597
自己株式の取得				△70
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△81,606	10,236	△71,370	△71,370
事業年度中の変動額合計	△81,606	10,236	△71,370	△60,669
2020年3月31日 残高	258,173	21,590	279,764	2,881,303

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

#### ① 子会社株式

移動平均法による原価法

#### ② その他有価証券

##### ・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

##### ・時価のないもの

移動平均法による原価法

### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）であり、評価方法は次のとおりであります。

商品及び製品 移動平均法 （但し、物流機器類の一部は個別法）

仕掛品 移動平均法

原材料及び貯蔵品 同上

### (4) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～50年

その他 2年～40年

#### ② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たす場合は、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段  
為替予約取引
- ・ヘッジ対象  
外貨建債務等

③ ヘッジ方針

外貨建輸入取引に係る将来の外国為替相場変動リスクをヘッジするために社内規程等に基づき、過去の取引実績を勘案し、現状の取引に対応して行っております。

なお、短期的な売買差益を獲得する目的（トレーディング目的）や、投機目的のためにデリバティブ取引を行うことはありません。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引においては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して為替相場の変動を完全に相殺するものと想定することができると、有効性の判定を省略しております。

(7) その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

① 建物	156,268千円
② 土地	3,335千円
③ 投資有価証券	93,883千円
合計	<u>253,487千円</u>

### (2) 上記に対応する債務

① 短期借入金	435,523千円
② 社債（銀行保証付無担保社債）	300,000千円
③ 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	190,904千円
合計	<u>926,427千円</u>

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 2,435,523千円

(4) 過年度に取得した有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は、機械及び装置30,000千円であります。

### (5) 受取手形等割引高

① 受取手形割引高	272,343千円
② 電子記録債権割引高	63,696千円

### (6) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	8,470千円
② 短期金銭債務	20,108千円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

仕入高	195,159千円
-----	-----------

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式(株)	1,037,080		—		—	1,037,080

##### (2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式(株)	76,213		39		—	76,252

(注) 自己株式の増加39株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	28,826	30.00	2019年3月31日	2019年6月28日

###### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	28,824	利益剰余金	30.00	2020年3月31日	2020年6月29日

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

賞与引当金	18,849千円
退職給付引当金	35,942千円
貸倒引当金繰入限度超過額	479千円
投資有価証券評価損	14,031千円
未払社会保険料	2,851千円
未払事業税	3,034千円
一括償却資産繰入限度超過額	3,555千円
その他	11,126千円
繰延税金資産小計	89,870千円
評価性引当額	△14,031千円
繰延税金資産合計	75,839千円

#### (繰延税金負債)

買換資産圧縮積立金	△19,304千円
その他有価証券評価差額金	△108,861千円
繰延ヘッジ利益	△9,519千円
繰延税金負債合計	△137,685千円
繰延税金負債の純額	△61,846千円

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.4%
住民税均等割	10.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.4%
評価性引当額	6.0%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等負担率	48.8%

## 6. 金融商品に関する事項

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しております。

受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売規程の与信管理に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

なお、借入金及び社債の用途は運転資金及び設備投資資金であります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
① 現金及び預金	844,708	844,708	—
② 受取手形	114,626	114,626	—
③ 電子記録債権	926,263	926,263	—
④ 売掛金	1,106,285	1,106,285	—
⑤ 未収入金	51,418	51,418	—
⑥ 投資有価証券			
その他有価証券	761,277	761,277	—
⑦ 支払手形	(1,007,187)	(1,007,187)	—
⑧ 買掛金	(586,210)	(586,210)	—
⑨ 短期借入金	(530,000)	(530,000)	—
⑩ 社債	(300,000)	(301,101)	△1,101
⑪ 長期借入金 (*2)	(201,756)	(201,586)	169
⑫ デリバティブ取引	31,110	31,110	—

(\*1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(\*2) 長期借入金は、1年内返済予定のものを含んでおります。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### ① 現金及び預金、② 受取手形、③ 電子記録債権、④ 売掛金、⑤ 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### ⑥ 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格、債券は金融機関等から提示された価格によっております。



⑦ 支払手形、⑧ 買掛金、⑨ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑩ 社債、⑪ 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定される方法によっております。

⑫ デリバティブ取引

デリバティブ取引は為替予約取引のみで全てヘッジ会計を適用しております。時価については、先物為替相場によっております。

(注2) 関係会社株式(貸借対照表計上額 50,876千円)は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,998円77銭
(2) 1株当たり当期純利益	41円21銭

8. 重要な後発事象に関する注記

特に記載すべき事項はありません。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

浅香工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮本 敬久 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 中村 武浩 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、浅香工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第116期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

浅香工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 林 弘 章 ㊞

監査等委員 中 務 正 裕 ㊞

監査等委員 田 中 宏 明 ㊞

(注) 監査等委員 中務正裕及び田中宏明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は業績、配当性向、内部留保等を総合的に勘案し、株主各位に対する利益還元のための安定配当の実施を基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、諸般の事情を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は28,824,840円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月29日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位・担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	古賀 秀一郎 (1957年6月21日)	1981年3月 当社入社 2007年4月 当社営業部西部営業担当部長兼商品部部長 2007年6月 当社取締役営業部西部営業担当部長兼商品部部長 2008年5月 国富産業株式会社 取締役(現任) 2008年6月 当社取締役営業部本部長兼企画開発室室長 2011年6月 当社常務取締役営業部本部長兼企画開発室室長 2012年6月 当社代表取締役社長兼営業部本部長 2016年10月 当社代表取締役社長 2019年6月 当社取締役会長(現任)	8,700株
2	岡田 実 (1960年8月8日)	1983年3月 当社入社 2007年4月 当社総務部部長 2007年6月 当社取締役総務部部長 2011年6月 当社常務取締役管理本部本部長 2012年6月 当社専務取締役管理本部本部長兼内部監査室室長 2019年5月 国富産業株式会社 取締役(現任) 2019年6月 当社代表取締役社長(現任)	7,200株
3	河本 幸博 (1959年3月20日)	1982年3月 当社入社 2006年4月 当社物流システム部西部担当次長 2010年4月 当社物流システム部営業担当部長 2011年6月 当社取締役物流システム本部本部長 2019年6月 当社常務取締役物流システム本部本部長(現任)	4,200株
4	山本 信男 (1957年6月10日)	1981年3月 当社入社 2005年4月 当社物流システム部東部担当次長 2008年7月 当社内部監査室次長 2008年12月 当社内部監査室部長 2009年7月 当社経理部部長 2011年6月 当社取締役経理部部長 2019年6月 当社取締役管理本部本部長兼内部監査室室長(現任)	3,700株



候補者番号	ふりがな 氏(生年月日)	略歴、地位・担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	菅 浩 範 (1960年3月7日)	1982年3月 当社入社 2007年7月 当社営業部東部営業担当次長 2014年4月 当社営業部本部長付次長 2014年10月 当社営業部本部長付次長兼商品部部长 2016年10月 当社商品部部长兼企画開発室室長 2017年5月 国富産業株式会社 代表取締役社長(現任) 2017年6月 当社取締役生産部部长(現任)	1,300株
6	※ 小 原 まこと (1963年2月1日)	1985年3月 当社入社 2012年4月 当社営業部西部担当次長 2017年7月 当社商品部次長兼企画開発室次長 2018年4月 当社商品部部长 2020年4月 当社営業本部副本部長兼営業部西部担当部長兼商品部部长(現任)	900株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。  
3. 取締役候補者の選任理由について

- ①古賀秀一郎氏は、営業分野での経験を経て営業部西部営業担当部長として商品部部长を兼務、取締役営業部本部長として企画開発室室長を兼務、代表取締役社長と営業部本部長を兼務し、2019年6月には取締役会長(現任)に就任し、豊富な業務経験を有し、当社における幅広い事業経営に関する見識を有しており、今後も当社経営を担うことが期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。
- ②岡田 実氏は、営業分野での豊富な業務経験を有し、管理部門では総務部部长、専務取締役管理本部本部長を務め、2019年6月には代表取締役社長(現任)に就任し、当社における幅広い事業経営・管理運営に関する経験および見識を有しており、経営陣として今後も当社経営を担うことが期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。
- ③河本幸博氏は、物流システム部営業分野での経験を経て物流システム部営業担当部長を務め、2019年6月には常務取締役物流システム本部本部長(現任)に就任し、豊富な業務経験と経営陣として幅広い事業経営に関する見識を有しており、今後も当社経営を担うことが期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。
- ④山木信男氏は、物流システム部の技術・営業分野での経験を経て内部監査室室長、取締役経理部部长を務め、2019年6月には取締役管理本部本部長兼内部監査室室長(現任)に就任し、豊富な業務経験、企業倫理、財務に関する知見と、経営陣として幅広い事業経営に関する見識を有しており、今後も当社経営を担うことが期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。
- ⑤菅 浩範氏は、営業分野での豊富な業務経験を有しており、商品部部长と企画開発室室長を務めるなど、商品開発における豊富な知見を有しております。また2017年5月には子会社国富産業株式会社の代表取締役社長(現任)に、同年6月には当社取締役生産部部长(現任)に就任し製品づくりの経験を積んでおり、今後も当社経営を担うことが期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。

- ⑥小原 誠氏は、営業部西部担当次長を務めるなど、営業分野での経験を経て、商品部部長を務め、営業全般に関する知見を有しております。また本年4月には、営業本部副本部長（現任）に就任し、営業部西部担当部長、商品部部長を兼務するなど、その豊富な業務経験を活かし、当社のさらなる営業力強化を図るため、取締役候補者となりました。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

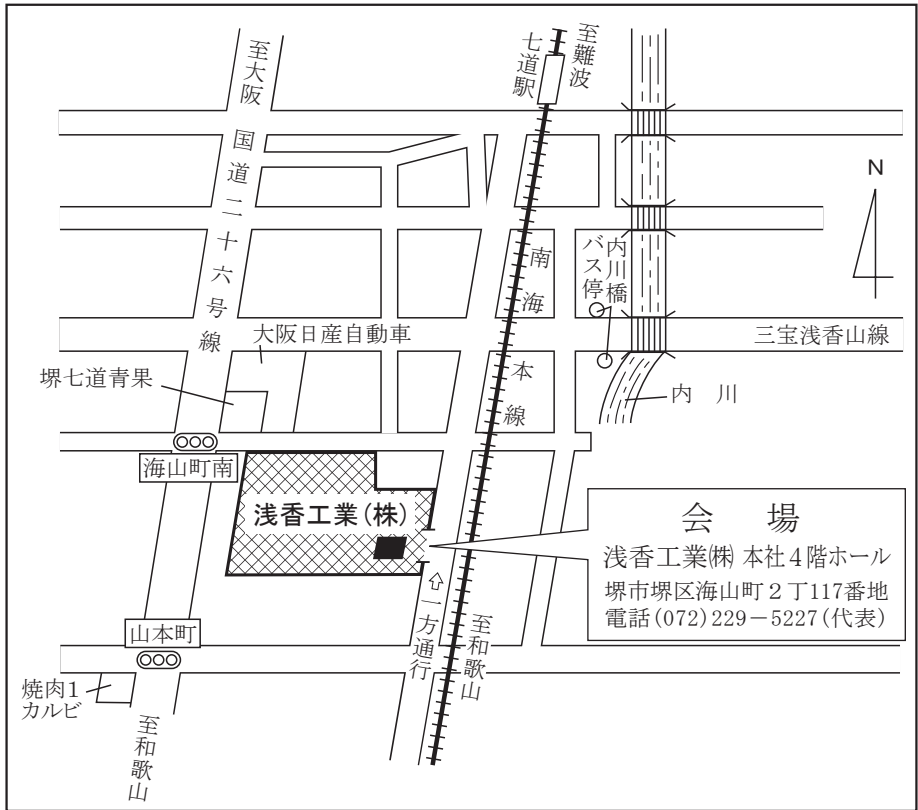
候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位・担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	はやし ひろあき 林 弘 章 (1957年11月30日)	1980年3月 当社入社 2006年4月 当社営業部東京支店担当次長 2008年7月 当社営業部東京支店担当部長 2011年4月 当社営業部東部担当部長 2011年6月 当社取締役営業部東部担当部長 2015年6月 当社常勤監査役 2016年6月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任)	4,000株
2	なか つかしまさひろ 中 務 正 裕 (1965年1月19日)	1994年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 中央総合法律事務所(現 弁護士法人中央総合法律事務所)入所 2006年4月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2006年6月 当社社外監査役 2012年7月 弁護士法人中央総合法律事務所代表社員 (現任) 2015年4月 大阪弁護士会副会長 2016年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 荒川化学工業株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 日本電通株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 株式会社中山製鋼所 社外取締役(現任) 2018年6月 株式会社JSH 社外監査役(現任)	2,000株

候補者番号	ふりがな氏(生年月日)	略歴、地位・担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	たなかひろあき 田中宏明 (1965年8月15日)	1989年10月 監査法人 朝日新和会計社(現 有限責任あずさ監査法人) 入所 1993年3月 公認会計士登録 1993年11月 税理士登録 田中宏明税理士事務所開設 所長(現任) 1994年8月 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人) 退所 2015年6月 当社社外監査役 2016年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	1,500株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 中務正裕氏と田中宏明氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお両氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役の在任期間は両氏ともに本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。
3. 監査等委員である取締役候補者の選任理由について
- ①林 弘章氏は、当社商品部および営業部において仕入分野・営業分野の豊富な業務経験を培い、取締役営業部東部担当部長を務めるなど経営陣として幅広い事業経営に関する見識を有しております。また2015年6月には当社常勤監査役に、2016年6月には取締役(常勤監査等委員)(現任)に就任し、取締役と監査役としての経験を活かし、的確な業務の監査・監督を行っております。同氏には引き続き監査等委員である取締役としての活躍が期待されるため、監査等委員である取締役候補者となりました。
- ②中務正裕氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、2006年6月より10年間、社外監査役としてコンプライアンスの観点における的確な提言等、活発に意見を述べ、職責を十分に果たしていただきました。2016年6月には当社社外取締役(監査等委員)(現任)に就任し、独立した立場から取締役の職務の執行を監査・監督していただいております。当社の取締役会の機能強化には今後も同氏の協力が必要なため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。
- ③田中宏明氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士および税理士としての豊富な経験と専門知識を有しており、2015年6月には当社社外監査役に就任し、財務および会計ならびに税務に関する的確な提言等、活発に意見を述べ、活躍いただきました。2016年6月には当社社外取締役(監査等委員)(現任)に就任し、独立した立場から取締役の職務の執行を監査・監督していただいております。当社の取締役会の機能強化には今後も同氏の協力が必要なため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。
4. 候補者3氏と当社との間では、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。本議案が原案どおり承認され、3氏が再任した場合には、本契約を継続する予定であります。
5. 当社は、中務正裕氏と田中宏明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、本議案が原案どおり承認され、両氏が再任した場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以上

# 株主総会会場ご案内略図



交 通 南海本線七道駅下車、線路西側を南へ徒歩約8分